

## 市区町村の皆さまへ

- 新型コロナウイルス感染症という、国家レベルの緊急事態の克服に向けて、ワクチンは感染症対策の決め手になるものです。
- 希望する高齢者に、7月末を念頭に各市町村が2回の接種を終えることができるよう、今後とも、取組状況を個別に丁寧にお伺いしつつ、接種に際しての課題については政府を挙げて対処するなど、あらゆる手段を尽くして、市区町村の接種を支援してまいります。

ワクチン  
配分

- ・各市町村への6月最終週までの2週間ごとのワクチンの配分量はお知らせ済み。  
(4/30付事務連絡<https://www.mhlw.go.jp/content/000775988.pdf>)
- ・5月中に高齢者1回目分、6月中に2回目分が配分されます。
- ・希望すればさらに配分を受けることも可能です。

医師等の  
人材確保

- ・まずは地元の医師会の先生と率直に相談してみてください。
- ・民間の紹介事業者も積極的に活用してください。
- ・一緒に考えてもらえるような関係ができれば理想的です。
- ・十分なつながりがない場合等は、都道府県衛生部局又は厚生労働省に相談してください。
- ・潜在看護師の活用、ワクチン接種会場への看護師派遣、一定の条件のもとで歯科医師による接種が必要な時は、適宜都道府県衛生部局と相談してください。
- ・接種費用の単価は、1回2070円で、これに休日は+2130円、時間外は+730円が上乗せされます。国の負担で医療機関に支払われます。
- ・休日・夜間に集団接種会場に医師・看護師等の派遣を行う医療機関への別枠の助成(医師1人1時間 7550円、看護師等1人1時間2760円)があります。
- ※5月25日に、ワクチン接種をしていただく医療機関への新たな財政支援措置を公表しました(別添参照)。

医療機関  
との調整

- ・接種を引き受けた医療機関が名前の公表に同意しない場合があるが、こうした場合には、適宜連絡をとって、接種の余裕があるかどうかを確認し、コールセンターへの申し込みがあった人を受け入れてもらうよう相談するのも一案です。

## 財政措置

- ・「ワクチン接種体制確保事業補助金」により市町村を支援します。
- ・接種の前倒し実施に伴う追加的な経費やそれ以外でも追加的に必要となった経費については、今後厚労省が見込額を聞いて対応します。

※お困りのことがありましたら、  
都道府県を通じて、厚生労働省(予防接種室自治体  
サポートチーム)までご相談ください。

## 個別接種を行う医療機関の皆さまへ

- 4月30日の菅総理大臣、田村厚生労働大臣、河野国務大臣と日本医師会、日本看護協会との意見交換において、総理から、国家レベルの緊急事態の克服に向けて、多くの医療関係者の接種へのより一層の協力要請がありました。
- 個別接種を行う医療機関におかれては、日曜日等の接種のみを行う日の設定や早朝等の診療時間の延長などによる、接種回数の拡大をぜひお願いします。市町村から相談や依頼があったときに、できる限り応えていただけるとありがたいです。  
 ※5月25日に、ワクチン接種をしていただく医療機関への新たな財政支援措置を公表しました(別添参照)。
- そうした際、地域の実情によって様々な課題や障壁もあると承知します。下記はそのほんの一例です。国、都道府県、市区町村が一体となって支援に努めます。重ねてよろしく願いいたします。

## 接種記録

- ・個人記録管理のためのVRSへのリアルタイムでの入力をお願いします。
- ・必要に応じて市町村が立ち上げや入力等の支援を行うこともありますので、ご相談ください。

## 予約

- ・予約事務が診療にできるだけ影響の出ないよう、市町村も支援に努めます。  
 例:市町村が専用回線や予約受付者を手配することも可能です。また、各医療機関において、診療が昼休みの間のみ電話で受け付け、通院者は通院時に受け付けること等もお願いします。
- ・予約日より前でも接種を希望する人を聞いておいて、接種者の急な空きが出た場合やバイアルの余りが出た場合に備えるのも一案です。

## 場の確保

- ・接種後の経過観察(15分間)を行う場として、医療機関の待合室のほか、中待合、点滴室、多目的室等を適宜活用してください。
- ・発熱外来を担っている医療機関で動線の区分が難しい場合は、例えば午前と午後で発熱外来専用とワクチン接種専用に分化するのも一案です。

※大規模会場での集団接種に加えて、身近な診療所などでの個別接種も中心的な接種ルートとなりました。ワクチン接種が迅速化するだけでなく、基礎疾患がある人も多い高齢者については、リスクの把握などのメリットがあります。